



# 令和8年度共同募金配分金 地域助成事業公募のご案内

安芸高田市内の皆さまから寄せられました募金は広島県共同募金会に一旦全額送金し、翌年度安芸高田市社会福祉協議会へ約6割配分され、地域の福祉に利用されます。そこで、配分の一部を誰もが安全で安心して暮らせる福祉のまちづくりを推進する住民団体・グループ等（以下「団体等」という。）の活動を支援することを目的に公募による助成を行います。皆さまからのご応募をお待ちしています。

## 公募の助成金額について

下限20,000円～上限100,000円

## 申請書提出期間について

令和8年4月1日～令和8年6月30日

17：30必着

## 助成の流れ

### 助成への応募

- ・申請書の入手
- ・申請書の作成
- ・申請書類の提出

### 審査・採択

- ・要件審査
- ・採択
- ・助成金の交付※

### 実施

- ・HPに公表
- ・事業の実施
- ・事業実施の記録
- ・市民へ内容の周知

### 報告

- ・事業報告書の作成
- ・決算書の作成
- ・報告書類の提出
- ・市民への情報発信

※審査によって、助成金額の減額や交付できない場合がございます。

## （対象の期間について）

- ・助成対象の期間は令和8年度に行う事業（令和8年4月1日～令和9年3月31日）になります。

## （提出について）

- ・安芸高田市社会福祉協議会へ提出ください。  
提出方法は持参・郵送・メールアドレス等が可能です。

## （申請書と必要書類について）

- ・申請様式については社協窓口で受け取ることができます。また同様式のデータは、ホームページからダウンロードできます。  
ホームページURL：<http://www.akisha.jp/untitled52.html>



社協ホームページ

## お問い合わせ

安芸高田市社会福祉協議会

TEL：0826-42-2941 メールアドレス：honscho@akisha.jp

# 助成対象について

## 公募助成の対象団体について

- (1) 安芸高田市内の住民団体（5戸以上）、自治会、ボランティアグループ、当事者団体等
- (2) 団体等において、その運営が自主性、非営利性、公開性を原則としていること
- (3) 共同募金運動を通して、地域福祉活動に参画、賛同する団体  
※法人格を持った団体は対象となりません

## 公募助成の対象となる事業について

- (1) 地域住民を対象とした福祉活動事業
- (2) ボランティア活動事業
- (3) 当事者団体活動事業
- (4) 地域福祉活動事業
- (5) その他、委員会が必要と認めた事業

例

清掃活動や子ども  
高齢者、障がい者の  
交流

## 公募助成の対象となる事業経費について

- (1) 謝礼 研修会、講習会等の講師謝礼金
- (2) 使用料 会議室等の使用料、借上料
- (3) 広報費 活動記録のための写真印刷代
- (4) 材料費 料理講座等調理にかかる材料費
- (5) 消耗品費 活動にかかる事務用品代、消耗品代
- (6) 燃料費 ガソリン代等
- (7) 通信運搬費 切手、はがき代
- (8) その他、委員会が必要と認めた費目

例

交流会に伴う集会所の  
使用料金  
広報費用に伴う用紙  
支援に伴う交通に使用  
した燃料費

## 公募助成の対象とならない事業について

- (1) 国や地方自治体からの補助金・委託金や民間の助成金等を受ける事業
- (2) 特定の個人的活動またはそれに類する事業
- (3) 他団体または下部組織への助成を目的とした事業
- (4) 営利を目的とする事業
- (5) 政治、宗教、労働組合等のための手段として行われる事業
- (6) その他、委員会の趣旨にそぐわない事業

## 公募助成の対象とならない事業経費について

- (1) 飲食費 会議・交流会等食事代
- (2) 旅費 高額な交通費、単なる旅行費等
- (3) 人件費 報酬、時給、日当等に類するもの
- (4) 建物の増改築や補修、整備に関するもの
- (5) OA機器や作業機械、その他の備品等

例

車、パソコン、草刈り機  
支援に対しての報酬  
交流会に伴う弁当代金

# 助成についてのQ&A

## どんなことが対象になる？

- Q1. 地域住民や関係者に生活・福祉課題の動向を情報提供します。広報紙の発行などは対象になりますか？  
A1. 広報費として対象となります。
- Q2. 少人数でのミニ福祉講演会を計画しています。講師謝礼等、運営費は対象になりますか？  
A2. 講師謝礼等、運営費は対象となります。
- Q3. 地域住民が活動に参加(ふれあい・交流)する機会をつくれます。(清掃活動、子どもと高齢者や障がい者の交流等)運営費は対象になりますか？  
A3. 活動に伴う運営費は、対象となります。
- Q4. 地域住民や関係者の福祉活動への参加を働きかけます。運営費用は対象になりますか？  
A4. 福祉活動のための運営費は、対象となります。
- Q5. 地域住民が抱える生活・福祉課題を発見するとともに、検討・整理し、福祉課題を明らかにするための活動費用(住民座談会、環境調査、避難場所、社会資源、福祉マップの作成など)は、対象になりますか？  
A5. 福祉課題の活動費として、対象となります。
- Q6. 支援が必要な人たちに対して、支援をしたいのですが(見守り活動、買い物支援など)運営費用は、対象になりますか？  
A6. 見守り活動等の支援費として、対象となります。

※国や地方自治体からの補助金、委託金や民間の助成金等を受ける場合は対象となりません。

## どんなことが対象にならない？

- Q1. 地域の広場をボランティアで草刈りをします。草刈り機の購入を助成申請できますか？  
A1. 草刈り機の購入は、対象となりません。
- Q2. 高齢者の福祉施設でボランティア活動を行うのですが、そのための活動費の助成申請はできますか？  
A2. 福祉施設での活動は、対象となりません。
- Q3. ボランティアグループ活動で移動用の車を買います。購入費の一部を助成申請はできますか？  
A3. 車の購入は、対象となりません。
- Q4. 地域で夏祭りをします。ポップコーンを作る機械を購入します。購入費の一部を助成申請はできますか？  
A4. 機械の購入は、対象となりません。